

調理師養成校総合補償制度*のご案内

本制度は、全国調理師養成施設（厚生労働大臣が指定）を対象に実施した危機管理対応策の調査に基づき、調理師養成校（以下、学校）の安定経営および安心できる学生生活をサポートするための制度です。是非ご活用くださいますようお願いいたします。

公益社団法人 全国調理師養成施設協会推薦

学校をとりまく
種々のリスクに対応
する充実した補償

学生が働いている
飲食店等へ波及する
食中毒による休業
リスクにも対応

カリキュラムの
一環として行う
インターンシップ中に
おける受け入れ先
企業内での賠償事故、
学生のケガを補償

※基本補償、オプション③
に加入の場合

カリキュラムの
一環として行う
模擬レストラン実習中
における食中毒・賠償
事故にも対応

※学校のある同一県内での
模擬レストランに限る

お問い合わせ・取扱代理店

株式会社 出雲保険（ウェルフェア事業部）

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）

* 調理師養成校総合補償制度は、専門業務事業者賠償責任保険（学校特約、個人情報漏えい特約、情報漏えい対応費用特約）、普通傷害保険（傷害保険賠償責任危険補償特約、死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約、賠償事故解決特約付帯）、海外旅行保険、団体総合補償制度費用保険（園児・児童・生徒・学生補償制度担保特約）と賠償責任保険（企業用）普通保険約款（サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、賠償責任保険追加特約、有機フッ素化合物（PFAS）補償対象外特約付帯）＋施設所有（管理）者特別約款（職業的行為損害補償対象外特約、管理財物補償特約（施設用・事業活動用）・漏水補償特約（施設用）付帯）＋生産物特別約款（生産物特約、効能不発揮損害補償対象外特約、食中毒休業見舞費用補償特約（全調協用）付帯）＋受託者特別約款（修理・加工危険補償対象外特約、漏水補償特約（受託者用）付帯）、保険料確定特約、共通支払限度額特約、初期対応費用補償特約（標準）、訴訟対応費用補償特約（標準）、および人格権侵害補償特約（限度額設定1,000万円）付帯）をセットした商品のペットネームです。

* これらの保険の詳細については、重要事項説明書も併せてご参照ください。

1. 「調理師養成校総合補償制度」の概要

● ご加入対象校

ご加入対象校は公益社団法人全国調理師養成施設協会会員であり、かつ私立学校（学校法人）となります。

● 補償の対象者

本制度における各項目別の被保険者（補償の対象者）は下記のとおりとなります。

- | | |
|---------------|---|
| 基本補償 | 学校の対人・対物賠償責任補償（施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険）
学校が契約者および被保険者（補償の対象者）となります。 |
| オプション① | 専門的業務に起因する賠償責任補償
学校が契約者および被保険者（補償の対象者）となります。※被保険者には学校の理事、職員を含みます。 |
| オプション② | 個人情報漏えいに伴う賠償責任補償
学校が契約者および被保険者（補償の対象者）となります。※被保険者には学校の理事、職員を含みます。 |
| オプション③ | 学生の校内（往復途上含む）におけるケガ・特定疾病補償
学校が契約者および被保険者（補償の対象者）となります。 |
| オプション④ | 学生のケガおよび個人賠償責任補償
学校が契約者、学校に在籍する全学生（休学者、退学者を除く）が被保険者（補償の対象者）となります。
原則として、全学生を補償する一括加入となります。 |
| オプション⑤ | 学生の海外研修中におけるケガ・疾病等の補償
学校が契約者、海外研修をする全学生が被保険者（補償の対象者）となります。 |

※お申し込みの際、学生名簿のご提出をお願いいたします。なお、25歳以上の学生が在籍する場合は別途ご相談ください。
（各プランの詳細は「2. 補償プランについて」「3. 補償項目の概要」をご参照ください。）

● 保険期間

原則として手続きが完了した日から1年間です。

※カリキュラムが半期で修了する場合等、保険期間が1年未満の場合は別途取扱代理店までご相談ください。

※海外旅行保険については3ヶ月以内です。

● 中途加入者の取扱

基本補償およびオプション①、オプション②については、中途加入・脱退者の人数増減の変更処理は必要ございません。

オプション③については保険期間終了後に、オプション④、オプション⑤については毎月末にそれぞれ増減人数のご通知をいただき、そのご通知内容に基づいて、保険期間終了後に保険料の追加あるいは返還をいたします。

2. 補償プランについて

本制度は、基本補償と選択式のオプション①～⑤から構成されております。

特に基本補償では2つのプラン、オプション③では学生のケガ、特定疾病の保険金額によって3つのプランをご用意しております。

- | | |
|---------------|--|
| 基本補償 | 学校の対人・対物賠償責任補償（施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険） |
| オプション① | 専門的業務に起因する賠償責任補償 |
| オプション② | 個人情報漏えいに伴う賠償責任補償 |
| オプション③ | 学生の校内（往復途上含む）におけるケガ・特定疾病補償 |
| オプション④ | 学生のケガおよび個人賠償責任補償 |
| オプション⑤ | 学生の海外研修中におけるケガ・疾病等の補償 |

※保険料は生徒数、過去の事故状況、およびリスクマネジメントの状況に応じて異なります。

ご検討いただける場合には「6. 事務手続きに関して」内の「お申込みの流れ」に沿って、まずはお見積り依頼をお願いいたします。

● 補償プラン表

基本補償（賠償責任保険）		プラン 1	プラン 2
学校の対人・対物賠償責任補償	施設所有（管理）者賠償責任保険	身体障害・財物損壊 共通支払限度額 1名・1事故：1億円（免責なし）	なし
		管理財物補償特約（施設用・事業活動用） 1事故・保険期間中：500万円（免責1万円）	
	生産物賠償責任保険	身体障害・財物損壊 共通支払限度額 対人1名・1事故・保険期間中：5億円（免責なし）	
		食中毒休業見舞費用補償特約（全調協用） 被害飲食店1店・休業日数1日につき：3万円（総額15万円）保険期間中：500万円	
	受託者賠償責任保険	財物損壊支払限度額 1事故・保険期間中：1,000万円（免責1万円）	
	初期対応費用補償特約（標準）	1事故・保険期間中：1,000万円 ただし見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用については、1回の事故につき、身体障害を被った者1名につき10万円を限度とします。	
	訴訟対応費用補償特約（標準）	1事故・保険期間中限度額：1,000万円（免責なし）	
	人格権侵害補償特約（限度額設定1,000万円）	1事故・保険期間中限度額：1,000万円（免責なし）	

オプション①（専門業務事業者賠償責任保険）		オプション②（専門業務事業者賠償責任保険）	
専門的業務に起因する賠償責任補償		個人情報漏えいに伴う賠償責任補償	
支払限度額 ^{※1}	1請求・保険期間中：3,000万円（免責50万円）	支払限度額	1請求・保険期間中：1億円（免責10万円）
		その他費用	1,000万円（免責なし）

オプション③ 団体総合補償制度費用保険（園児・児童・生徒・学生補償制度担保特約）					
			A	B	C
学生の校内（往復途上含む）におけるケガ・特定疾病補償	死亡保険金	ケガ	250万円	200万円	100万円
		特定疾病	100万円	100万円	100万円
	後遺障害保険金	ケガ	250万円限度	200万円限度	100万円限度
		特定疾病	100万円限度	100万円限度	100万円限度
	入院保険金（日額）	ケガ	3,500円	2,500円	1,000円
		特定疾病	3,000円	2,500円	1,000円
	通院保険金（日額）	ケガ	2,000円	1,500円	500円
		特定疾病	2,000円	1,500円	500円
	葬祭補償保険金		20万円	20万円	20万円

オプション④（個人賠償責任補償特約付 普通傷害保険）		
学生の個人賠償責任補償	死亡後遺障害保険金 個人賠償責任補償特約 支払限度額	40万円 500万円（免責なし）

オプション⑤（海外旅行保険）				
*下記補償内容はお引受けの一例です。補償内容については渡航の目的に応じてご提案させていただきますので、取扱代理店までお問い合わせください。※2				
疾病等の中における学生の海外研修中のケガ・補償	傷害死亡	1,000万円	賠償責任（自己負担なし）	限度額：1億円
	傷害後遺障害	最高1,000万円	携行品（自己負担なし）	限度額：30万円
	治療・救援費用	無制限	上記のうち盗難等による携行品損害 ※3	限度額：30万円
	疾病死亡	500万円	旅行中の事故による緊急費用	1事故限度額：5万円

※1 オプション①に関して、いじめ、体罰、セクハラに起因する損害賠償請求の場合の支払限度額は2,100万円となります。

※2 オプション⑤に関して、補償内容によりましては保険加入に関する被保険者の同意確認が必要な場合がございます。

※3 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、合計30万円を保険期間中の限度とします。

3. 補償項目の概要

* 詳細は各商品パンフレットあるいは保険約款をご参照ください。

基本補償 学校の対人・対物賠償責任補償

● 保険金をお支払いする事例

施設所有（管理）者賠償責任保険 （管理財物補償特約）

学校の業務遂行に起因する対人・対物事故、あるいは学校の施設の欠陥や管理不備などによる対人・対物事故に対し法律上の賠償責任を補償します。
また、カリキュラムの一環として行うインターンシップ先における対人・対物事故についても学校の業務遂行中とみなして補償します。

事故例 施設所有（管理）者賠償責任保険

- 火災発生時の避難誘導が悪く、死傷者が出た。
- 学校の階段の手すりが壊れたままになっていたため、生徒が転落しケガをした。
- 調理実習中、職員が誤った指示をしたため生徒が調理器具でケガをしてしまい、後遺障害も残った。



事故例 管理財物補償特約

- カリキュラムの一環で実習していたインターンシップ先で、学生の不注意で調理器具を壊してしまった。

生産物賠償責任保険

（食中毒休業見舞費用補償特約）

学校が調理・提供した飲食物で食中毒等が発生したことによる法律上の賠償責任を補償します。
更に、全調協専用の補償として、生徒が労働を提供している飲食店等で食中毒の発生などで、保健所の指導等により休業せざるをえなくなった場合に、その飲食店に対して休業見舞費用保険金をお支払します。

事故例 生産物賠償責任保険

- 調理実習で調理した料理が原因で食中毒になってしまい、40名が入院する事態となった。
- 学校で調理した料理を参観者に提供し、異物が混入していたために参観者が口の中を切った。



事故例 食中毒休業見舞費用補償特約

- インターンシップ先として学生が労働しているホテルで食中毒が発生し、保健所指導により休業見舞金を支払った。

受託者賠償責任保険

学校が学生を含む第三者から預かった物（受託物）を保管している間に、不注意等により受託物を損壊、汚損、紛失または盗取されたことで学校が負った法律上の賠償責任を補償します。

事故例

- 調理実習中に一部火災が発生し、生徒から預かっていた物品を焼失してしまった。
- 業者から借りて調理に使用していた特殊な器具を、使用方法を誤り損壊してしまった。

● 保険の適用地域

この保険契約の適用地域は日本国内となります。（ただしオプションの一部の補償を除きます。）

● お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいた被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済として支出した金額（弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したもの）
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続に要した必要または有益な費用
④ 緊急措置費用	保険事故の原因となるとと思われる偶発的な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	弊社が発生した事故の解決にあたる場合、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、費用の全額を支払います。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

お支払いする
争訟費用の額

=

⑥ 争訟費用の額

×

支払限度額

① 損害賠償金の額

適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金を支払われる場合がありますので、詳細は賠償責任保険（企業用）普通保険約款・特別約款・特約集でご確認ください。

* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は別途 8 ～ 11 ページをご覧ください。

オプション① 専門的業務に起因する賠償責任補償

専門業務事業者賠償責任保険（学校特約）

● 保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内において「教育活動中の過誤※」に起因して損害賠償請求を日本国内で第三者より受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより生じる損害を補償します。

※「教育活動中の過誤」とは…

被保険者が提供する専門業務サービス（＝教育活動：学校教育法の目的に基づいて授業料を受領して、生徒に教育または訓練を施すこと）の遂行における不当行為（過失による義務違反・過誤・瑕疵・誤陳述・誤申告・不实表明・怠慢・その他過失行為など）をいいます。

事故例

- 国家資格を取得させるための申込手続きのミスにより受験ができなくなり、就職浪人することになったため、損害賠償請求が、学校および担任教師に対して提起された。
 - 生徒間のいじめを防止できなかったため不登校になり、学校、校長、担任教師に対していじめを受けた当該生徒の保護者より損害賠償請求訴訟が提起された。
- ＊いじめ、セクハラ等に関して、不法行為者（加害行為者）と認定された被保険者本人に対する損害賠償請求に関しては、一切お支払いの対象とはなりません。）



● 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体の障害、財物の損壊・紛失・盗難に起因する損害賠償請求（ただし、いじめ、体罰、セクハラによる精神的苦痛による損害賠償請求はこの免責を適用しません。）
- 故意に行なった行為および犯罪行為に起因する損害賠償請求
- 電氣的機械的事故に起因する損害賠償請求
- 保険期間開始前にすでになされた損害賠償請求、または初年度保険開始日前に被保険者が認識した損害賠償請求のおそれ
- 被保険者間での損害賠償請求
- 不正アクセス、不正コードに起因する損害賠償請求
- 知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- 契約により加重された責任
- 日本国外でなされた損害賠償請求 など

オプション② 個人情報漏えいに伴う賠償責任補償

専門業務事業者賠償責任保険（個人情報漏えい特約・情報漏えい対応費用特約）

● 保険金をお支払いする場合

学校の業務を遂行するにあたり、学校が所有、使用または管理する個人情報が漏えいし、日本国内において被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。（コンピュータウィルスによる個人情報漏えいも補償します。）

また、個人情報の漏えいが明らかな場合に被保険者が負担した各種費用（例えば、被害者に対する謝罪文章の作成費用、謝罪広告費用、イメージを守るためのコンサルティング費用等）を補償します。

事故例

- 全学生の氏名や住所、電話番号等の個人情報を記録した USB メモリを電車内に置き忘れた。
- 学校が夜間事務所荒らしにあい、卒業生約 3,000 人の個人情報（住所、氏名、年齢、職業等）が記載された名簿を何者かに盗取され、後日、覚えのない DM などが名簿記載の本人に送り付けられ、上記の名簿は盗まれた後に第三者に売却されたと推定されるに至った。



● 保険金をお支払いできない主な場合

- 契約、約定等により加重された責任
- 身体の障害、財物の紛失・損壊
- 被保険者の故意または犯罪行為
- 知的財産権の侵害
- クレジットカード番号、口座番号または電子マネーの不正使用
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 保険期間開始前にすでになされた損害賠償請求、初年度保険開始日前に発覚した情報漏えいまたは被保険者が認識していた損害賠償請求のおそれ など

オプション③ 学生の校内（往復途上含む）におけるケガ、特定疾病補償

団体総合補償制度費用保険（園児・児童・生徒・学生補償制度担保特約）

● 保険金をお支払いする場合

学校が、その設置する学校の管理下において生徒が被ったケガまたは特定疾病※に対して、補償規程に基づき費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

なお、生徒の傷害またはケガによる死亡に対する葬祭補償を定めた規程に基づき費用を負担したことによる損害については、学校の管理下・管理下外を問いません。

※この保険におけるケガとは急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

※「特定疾病」とは次の疾病をいいます。

- ① 突然死（学校管理下において、脳疾患、心疾患等の急性症状を発症し、発症から48時間以内に死亡することをいいます。）の原因となった疾病
- ② 細菌性食中毒（学校管理下において細菌性食中毒に感染した場合は、学校管理下にある間に偶然発生した疾病とみなします。）
- ③ 熱中症（日射病及び熱射病等）

事故例

- 校内で学生がつまづいて階段から落ち、骨折して入院をした。
- 真夏の調理実習中に学生が熱中症になり、通院した。



学校管理下における補償

- 災害死亡補償（学校管理下中に偶然に発生したケガまたは特定疾病により死亡した場合）
- 後遺障害補償（学校管理下中に偶然に発生したケガまたは特定疾病により後遺障害が残った場合）
- 療養補償（学校管理下中に偶然に発生したケガまたは特定疾病により入院や通院をした場合）
- 手術補償（学校管理下中に偶然に発生したケガまたは特定疾病により手術をした場合）

24時間補償

- 葬祭補償（偶然に発生したケガまたは特定疾病により死亡した場合）＊ただし自殺を含む

● 保険金をお支払いできない主な場合

- 学生の故意や重過失によるケガまたは特定疾病（ただし、自殺はお支払いします。）
- 学生の無資格運転や酒酔い運転での事故によるケガまたは特定疾病
- 保険契約の始期直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある突然死の原因となった疾病（継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く）
- 該当する補償規程がない場合
- 該当する補償規程を弊社が了知していない場合 など



オプション④ 学生のケガおよび個人賠償責任補償

普通傷害保険（傷害保険賠償責任危険補償特約、死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約、賠償事故解決特約付帯）

● 保険金をお支払いする場合

学生本人がケガが原因で亡くなったり、後遺障害を負った場合に死亡・後遺障害保険金をお支払いします。

学生本人の在校中や実習中を含め日本国内において日常生活における対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償します。

※この保険におけるケガとは急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

● 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意による事故
- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- 自動車、航空機に起因する事故
- 戦争、変乱、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- 地震・噴火・津波に起因する賠償責任
- 他人から借りたり、預かっている物に対する賠償損害 など

事故例

- 通学中に交通事故にあい、後遺障害を負ってしまった。
- 実習中に誤って他の学生に対してケガをさせた。
- 学生が自転車で通学途中、不注意により歩行者に衝突してケガをさせた。



オプション⑤ 学生の海外研修中におけるケガ・疾病等の補償

海外旅行保険

● 保険金をお支払いする場合

学生が海外において被ったケガや疾病等により、要した治療費用等を補償いたします。

※この保険におけるケガとは急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

● 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意による事故
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 戦争、変乱等に起因する事故 など

事故例

治療・救援費用

- 学生が海外で交通事故に遭って1週間入院し、治療費と家族の渡航費用が生じた。

賠償責任

- 海外でお店に陳列してあるカトラリーセットを見ていたが誤って落としてしまい、刃が欠けてしまった。

携行品

- 持ち歩いていたカトラリーセットがケースごと盗まれてしまった。



4. 保険金をお支払いする場合（学校の対人・対物賠償責任補償）

施設所有（管理）者賠償責任保険

被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産（以下「施設」といいます。）または施設の用法に伴う保険証券に記載された仕事の遂行による、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

管理財物補償特約（施設用・事業活動用）

施設所有（管理）者賠償責任保険で補償対象外となっている、事業活動（保険証券記載の被保険者の仕事に起因する活動をいいます。）の遂行において被保険者が使用もしくは管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

漏水補償特約（施設用）

施設所有（管理）者賠償責任保険で補償対象外となっている、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊に起因する損害を補償します。

生産物特別約款

被保険者の占有を離れた保険証券に記載された財物に起因して保険期間中に生じた、または被保険者が行った保険証券に記載された仕事の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後の保険期間中に生じた他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

食中毒休業見舞費用補償特約（全調協用）

保険期間中に次の①から③のいずれかに該当する事故が発生したことにより飲食店の営業が休止または阻害された場合に、被保険者が弊社の同意を得て見舞金を支払ったときは、その金額を見舞費用保険金として補償します。

- ① 飲食店における食中毒（以下「食中毒」といいます。）の発生。ただし、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限りします。
- ② 飲食店における下欄記載の感染症（以下「対象感染症」といいます。）の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限りします。
- ③ 飲食店が食中毒または対象感染症の原因となる病原体等に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・その他の処置

対象感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原菌がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りします。）

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものにかぎります。）

鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものにかぎります。）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

受託者特別約款

被保険者が管理する保険証券に記載された受託物が、次に規定する間に損壊または紛失もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 受託物が保険証券に記載された保管施設内に保管されている間
- ② 受託物が保険証券に記載された目的に従って保管施設外で管理されている間

漏水補償特約（受託者用）

受託者賠償責任保険で補償対象外となっている、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊に起因する損害を補償します。

初期対応費用補償特約（標準）

この保険契約に適用される特別約款および特約で対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者がその事故について次のいずれかに該当する初期対応を行うために社会通念上妥当な費用（その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。）を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 事故現場の保存費用、事故状況調査・記録・写真撮影費用、事故原因調査費用
- ② 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費などの費用
- ③ 通信費
- ④ 事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用
- ⑤ その他上記に準ずる費用（ただし身体の障害以外の事故について、被保険者が支払う見舞金または見舞品の購入費用は含みません。）

訴訟対応費用補償特約（標準）

この保険契約に適用される特別約款およびこの特別約款に適用される特約で対象となる保険事故によって、他人の身体の障害、財物の損壊が発生したことに起因して、第三者が被保険者に対して損害賠償金の支払いを求める訴訟を裁判所に提起した場合に、被保険者が下記に記載する社会通念上妥当な費用（その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。）を負担することによって被る損害を補償します。

被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費・臨時雇用費用、被保険者の使用人の超過勤務手当、増設コピー機のリース・レンタル費用、被保険者が行う事故の再現実験費用、外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、事故原因調査費用、意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用、その他これらに類する費用で弊社が認めた費用

人格権侵害補償特約（限度額設定 1,000 万円）

被保険者の業務に起因して、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

5. 保険金をお支払いできない主な場合（学校の対人・対物賠償責任補償）

共通

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害
- 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾（じょう）、労働争議によって生じる損害
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害
- 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- ペルフルオロアルキル化合物またはポリフルオロアルキル化合物などの有機フッ素化合物（PFAS）に起因するあるいは関連する損失、傷害、疾病、死亡、医療費、防御費用、経費、その他のあらゆる費用の損害

など

施設所有（管理）者特別約款

- 次に該当する事由による損害
 - 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊
- 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
 - 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
 - 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任（被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。）

など

管理財物補償特約（施設用・事業活動用）

- 次のいずれかの財物に対する損害
 - 被保険者またはその法定代理人（被保険者が法人である場合には、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）もしくは使用人が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。）
 - 被保険者が所有または賃借する施設内において貯蔵、保管、組立て、加工、修理、点検等のために被保険者が受託している財物
 - 被保険者またはその法定代理人もしくは使用人が他人から借用している財物（不動産を含みます。ただし、他人から1年未満の予定で借用する不動産およびこれに備え付けられ同時に借用する什（じゅう）器・備品を除きます。）
 - 植物、動物
 - 被保険者が運送を請け負った貨物
 - 被保険者の証券記載の仕事を遂行する現場（仕事の遂行に伴って設置される仮設建物、資材置き場等の施設を含みます。）内において被保険者の証券記載の仕事の遂行のために支給または使用される材料、資材または部品もしくは証券記載の仕事の目的物（工事中仮設物の材料も含みます。）など
- 次のいずれかの事由による損害
 - 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取
 - 被保険者の使用人が所有または私用に供する物の損壊、紛失または盗難
 - 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、徽（き）章、稿本、設計書、雛（ひな）型、その他これらに準ずべき財物の損壊、紛失または盗難
 - 日常の使用に伴う摩擦、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、腐敗、変色、その他類似の事項、またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊

など

漏水補償特約（施設用）

- 共通事項記載の事項

生産物特別約款

- 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物の一部の瑕疵によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任
 - 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
 - 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する賠償責任
- 生産物もしくは仕事の目的物またはこれが一部をなす財物につき回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収費用」といいます。）が講じられた場合に、その措置に要した費用

など

※被保険者は、生産物または仕事の目的物の瑕疵に基づく事故が発生したことまたは事故の発生するおそれがあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく生産物もしくは仕事の目的物について、回収措置を講じなければなりません。被保険者が正当な理由がなく、回収措置を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

受託者特別約款

- 次の事由による損害
 - 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取
 - 被保険者の使用人が所有または私用に供する物の損壊、紛失または盗難
 - 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、徽（き）章、稿本、設計書、雛（ひな）型、その他これらに準ずべき受託物の損壊、紛失または盗難
 - 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
 - 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
 - 修理または加工の拙劣および失敗による受託物の損害に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。

など

漏水補償特約（受託者用）

- 共通事項記載の事項

など

人格権侵害補償特約（限度額設定 1,000 万円）

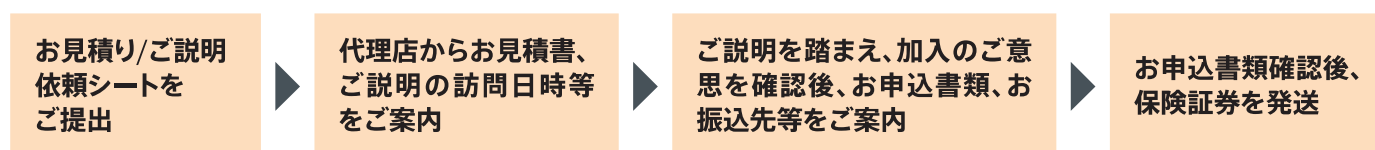
- 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者によってまたは被保険者の了解もしくは同意によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
 - 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して生じた不当行為に起因する賠償責任
 - 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する賠償責任
 - 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - 被保険者によってまたは被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

保険金のお支払いは、弊社または弊社の親会社、関連会社、もしくは弊社の最終的な親会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、英国、米国、欧州連合により行われる制裁措置を含みます。

6. 事務手続きに関して

お申込の手順は下記ようになります。本パンフレットをご覧いただき、ご加入をご検討の方は、別紙の「お見積 / ご説明依頼シート」を取扱代理店である株式会社出雲保険へ FAX してください。

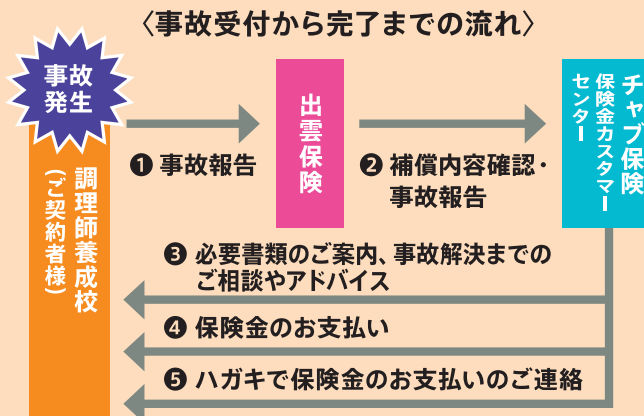


※お見積り / ご説明依頼シート内の情報に変更が生じた場合は、取扱代理店である株式会社出雲保険（FAX 03-6205-9582）へご連絡ください。

万一、事故が起きてしまったら…

事故が発生した際の初期対応

事故が発生した場合は応急措置をとった後、別紙事故報告シートにて株式会社出雲保険宛に事故のご一報ください。引受保険会社である Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）より速やかに対応いたします。受付から解決まで専門部署にて担当いたします。



万一、事故が発生した場合のご注意

1. 事故が起こった場合の弊社へのご連絡等
事故が起こった場合は、次の処置を行い、ご契約の取扱代理店または弊社に遅滞なくご連絡ください。
①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認
2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等
保険金の支払請求にあたり、弊社が求める書類をご提出いただく必要があります。具体的な必要書類については取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
3. 示談交渉
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するよう、示談交渉は弊社にご相談いただきながらお進めください。なお、あらかじめ弊社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
4. 先取特権
損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

共同保険契約について

複数の保険会社による共同保険を締結される場合には、幹事会社がすべての引受保険会社を代表して保険契約上の行為（通知の受領を含みます。）を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

* このパンフレットは「専門業務事業者賠償責任保険、普通傷害保険（傷害保険賠償責任危険補償特約、死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約、賠償事故解決特約付帯）、海外旅行保険、団体総合補償制度費用保険（園児・児童・生徒・学生補償制度担保特約）、施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご覧ください。また、詳しくは団体総合補償制度費用保険 保険約款（普通保険約款・特約）、普通傷害保険 ご契約のしおり・保険約款（普通保険約款・特約）、海外旅行保険（普通保険約款・特約）、専門業務事業者賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険（企業用）普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または弊社までご請求ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

* 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

* 保険契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

取扱代理店

株式会社出雲保険 ウェルフェア事業部

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-6-16 ユニオンビル 5F
TEL 03-6205-9581 FAX 03-6205-9582
<http://www.izumo.co.jp>
E-mail: izumo@izumo.co.jp

保険料確定特約について

- この保険契約はご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値（人数や売上高など）を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間（ご契約期間）終了時の確定精算を省略いたします。
 - 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
 - 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 - 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
 - 保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合^(注)には、原則ご契約できません。
- 注: 企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間（ご契約期間）とするご契約には、原則ご契約できません。取扱代理店または弊社へご連絡ください。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず適用される各普通保険約款・特別約款・特約集に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
 - 新規事業者等で、保険契約締結時に、最近の会計年度（1年間）の保険料算出の基礎となる数値が存在しない場合には、原則ご契約できません。

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7070 (代)
www.chubb.com/jp

CHUBB®